

郵送による住民税・森林環境税証明書交付申請書

※太枠の中を記入してください。

①どなたの証明書が必要ですか（郵送での申請は本人請求のみです）

現住所には本人の住民票の住所地を記入してください

現住所	千葉市中央区市場町1-1		
フリガナ	チバ ハナコ	生	年 月 日
氏名	千葉 花子 (旧姓：松戸)	明・大	昭平・令 32年3月4日

②現住所と必要な証明書の年度の1月1日現在の住所が違う場合は、下記に記入してください

1月1日現在の住所	松戸市 根本387番地の5
-----------	---------------

③日中連絡がとれる電話番号を記入してください

日中連絡がとれる電話番号	047-366-7322
--------------	--------------

④必要な証明書の年度の必要通数を記入してください

令和6年度(令和5年1~12月の所得)	1	通	合計
令和5年度(令和4年1~12月の所得)	1	通	
令和4年度(令和3年1~12月の所得)		通	
令和3年度(令和2年1~12月の所得)		通	
令和2年度(令和元年1~12月の所得)		通	
			2 通

⑤提出先(使いみち)はどこですか

<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関	<input type="checkbox"/> 扶養申請	<input type="checkbox"/> 年金関係	<input type="checkbox"/> 児童手当	<input type="checkbox"/> 学校関係
<input type="checkbox"/> 医療関係	<input type="checkbox"/> 入国管理局	<input type="checkbox"/> その他( )		

⑥送付書類等チェック欄(送付する際に漏れがないか確認してください)

<input checked="" type="checkbox"/> 申請書	この用紙です。必要事項を記入してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 手数料	1通につき300円分の定額小為替(郵便局にて購入)
<input checked="" type="checkbox"/> 返信用封筒	宛先(本人の住民票の住所地)を記入し、切手を貼ったもの
<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類(写し)※	下記Aの書類から1点コピー。
	※本人確認書類の住所が変更になっている場合は、変更が分かる面もコピーしてください。
	Aの書類をお持ちでない場合は下記Bの書類から2点コピー、または、Bの書類とCの書類から1点ずつコピー。
	本人確認書類A：運転免許証、個人番号カード、在留カード等
	本人確認書類B：国民健康保険証、介護保険証、年金手帳等
	本人確認書類C：クレジットカード、キャッシュカード、診察券等

送付先

〒271-8588	千葉県松戸市根本387番地の5
	松戸市役所 財務部 市民税課 証明担当 宛

レシート番号		交付	作成	受付	受領	為替	切手
手数料					手数料		
税証明書番号					郵便料		
					返送		

記入例・注意事項等

証明書が必要な方の現住所・氏名・生年月日を記入してください。

現住所が松戸市でない方は、松戸市にいた頃の住所を記入してください。

申請内容に不備等があった際、電話をさせていただきますので、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

必要な年度の通数を記入してください。合計欄には、合計通数を記入してください。

該当の提出先にチェックをしてください。該当の提出先がない場合はその他にチェックして、括弧欄に提出先を記入してください。

送付書類に漏れがないかを確認して、送付してください。

注意事項

- ① 証明書が交付できる年度は、交付請求する日に証明できる最新分を含めて5年度分となります。
- ② 証明書は個人市民税・県民税の申告等に基づき発行しております。申告がお済でない方は、申告後、個人市民税・県民税の賦課決定がされた後に発行となります。申告から証明書発行(賦課決定)には、最新年度なら3週間、過去の年度なら5週間ほどかかりますので、余裕をもってお手続きして頂くようお願い申し上げます。具体的な申告方法および発行可能日については、市民税課職員にお尋ねください。
- ③ 郵送で申請頂いた場合、受領したその日のうちに証明書を発送できるように努めておりますが、事務処理や郵便事情等により、お手元に届くまでに日数を要することがございます。あらかじめご了承ください。
- ④ 郵送での申請は、本人請求のみとなります。また、返送先は本人宛となります。
- ⑤ 定額小為替はお釣りがないようにお願いいたします。

よくある不備

- ① 送付物の漏れ  
送付物の漏れがある場合には、証明書をすぐに発行することができません。再度お客様より、足りない書類を送付頂くこととなります。必ず、送付前に送付物に漏れがないかを確認ください。
- ② 電話番号の記入漏れ  
書類の不備やこちらで確認したいことがある際に、電話をさせて頂くことがあります。電話番号の記入漏れがあると、電話ができなくなるため、一度ご返送させて頂く場合もございます。必ず、電話番号を記入してください。
- ③ 本人以外の申請  
本人以外からの申請があった場合は、ご返送させていただきますので、あらかじめご了承ください。注意事項④にも記載がある通り、郵送での申請は本人請求のみとなります。
- ④ 返送先が本人以外  
返送先をごちからで本人宛に変更させていただき、ご返送させていただきますので、あらかじめご了承ください。注意事項④にも記載がある通り、郵送での困請は本人請求のみとなります。